

函館市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の  
許可申請事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項から第3項に規定する者および同条第4項に規定する者のうち地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「市」という。）が施行する土地区画整理事業地区における法第76条第1項の規定による土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更もしくは建築物その他の工作物の新築，改築，増築または土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第70条に規定する移動の容易でない物件の設置もしくはたい積（以下「建築行為等」という。）を行おうとする場合の許可申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

- 第2条 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等について法第76条第1項の規定に基づく許可を受けようとする者は、別記第1号様式に別表に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出部数については、正本1部，副本2部とする。  
ただし、市が施行する事業の場合は、正副各1部とする。
  - 3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を決定し、別記第2号様式により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第3条 許可申請の取り下げをしようとする者は、別記第3号様式により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出書の提出部数は、正本1部とする。

(施行者の意見の聴取)

第4条 施行者は、法第76条第2項の規定に基づく意見照会があった場合は、意見書を提出しなければならない。ただし、市が施行する事業の場合は、この限りではない。

(変更の許可申請)

第5条 許可を受けた内容を変更しようとする者は、別記第4号様式に別表に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数については、正本1部、副本2部とする。ただし、市が施行する事業の場合は、正副各1部とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その適否を決定し、別記第5号様式により通知するものとする。

(名義の変更)

第6条 許可を受けた後に申請者の氏名または名称を変更した場合は、別記第6号様式により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本1部とする。

3 市長は第1項の届け出があったときは、別記第7号様式により施行者に通知するものとする。ただし、市が施行する事業の場合は、この限りではない。

(許可申請の取止め)

第7条 許可を受けた後に建築行為等を取り止めた場合は、別記第8号様式に許可書を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本1部とする。

3 市長は第1項の届け出があったときは、別記第9号様式により施行者に通知するものとする。ただし、市が施行する事業の場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表

| 書 類 名   | 添 付 図 書 の 種 類   |
|---------|---|
| 別記第1号様式 | <p>1. 共通</p> <p>(1) 委任状（代理人が申請する場合）</p> <p>(2) 次のいずれかの書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮換地指定通知書の写し一式</li> <li>・ 保留地証明書一式</li> <li>・ 土地の登記事項証明書の写し</li> <li>・ 土地売買契約書の写し <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請者と土地所有者が異なる場合</li> <li>・ 占有許可書の写し一式 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所が占有許可地の場合</li> </ul> <p>※申請地が複数の場合はそのすべて</p> <p>2. 土地の形質の変更</p> <p>(1) 位置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所の方位および位置が確認できる図面</p> <p>(2) 平面図・断面図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 現況および計画が確認できる図面</p> <p>3. 建築物の新築等</p> <p>(1) 位置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所の方位および位置が確認できる図面</p> <p>(2) 配置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 方位，敷地境界線，敷地内における建築物等の位置，既存建築物等との位置関係，敷地に接する道路の位置および幅員，敷地の周囲辺長および高低差，給排水設備等の経路を記入</p> <p>(3) 平面図（各階平面図）</p> <p>(4) 立面図（2面以上，建築物の高さを記入）</p> <p>4. 工作物の新築等</p> <p>(1) 位置図 <span style="font-size: 2em;">}</span> 申請場所の方位および位置が確認できる図面</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>(2) 配置図 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> 方位，敷地境界線，敷地内における<br/>         工作物の位置，既存建築物等との位<br/>         置関係，敷地に接する道路の位置お<br/>         よび幅員，敷地の周囲辺長および高<br/>         低差 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></p> <p>(3) 平面図</p> <p>(4) 立面図・断面図 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> 工作物の形状および構造等<br/>         が確認できる図面 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></p> <p>5. 物件の設置・たい積</p> <p>(1) 位置図 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> 申請場所の方位および位置が確認で<br/>         きる図面 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></p> <p>(2) 平面図・断面図 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> 現況および計画が確認でき<br/>         る図面 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span></p> <p>6. その他<br/>         市長が指示する図書</p> |
| 別記第4号様式 | <p>(1) 変更内容が確認できる図書</p> <p>(2) 許可書の写し</p> <p>(3) その他市長が指示する図書</p>  |